

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第2回会議）議事録

日時：平成30年9月26日（水）18:00～

場所：市役所上杉分庁舎7階第1会議室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、田口美之委員
土井勝幸委員、宮林幸江委員、渡邊純一委員
以上8名、五十音順

【仙台市職員】

郷家健康福祉局保険高齢部長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、
石川介護保険課管理係長、高橋介護事業支援課指定係長、
佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

2. 委員長及び職務代理者の選出

土井勝幸委員から宮林幸江委員推薦の意見 → 異議なし

宮林委員長から渡邊純一委員を職務代理者に指名 → 異議なし

会議の公開、非公開の確認 議事については非公開 → 異議なし

議事録署名委員については板橋純子委員を指名 → 板橋純子委員了承

報告(1)～(3)については公開、議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

3. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

事務局から説明

宮林委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

小坂委員：資料1の事前申出事業所について、地域密着型通所介護の事業所は新設となっており開所予定時期が平成31年1月と期間が短いですが、これは、グループホームなど既存施設との併設を想定しているものか。

高橋係長：事前申出のあった地域密着型通所介護3件はいずれも単独の事業所となっている。

小坂委員：事業所の廃止や統合の話もあり、10名定員という小規模での運営を認めた場合に、その後の事業に継続性があるのかについて、十分吟味した上で対応していただきたい。また、同じ中学校区に2事業所というところも気になるが、申出がここしかなかったということか。

高橋係長：地域密着型通所介護については、整備量に上限は設けておらず、事前申出がなされた事業所について、指定に必要な基準を満たしていれば、次回の委員会にお諮りして指定することになる。

木村委員：地域密着型サービスは、中学校区という記載がなされているがその理解でよいのか。

高橋係長：仙台市の日常生活圏域は概ね中学校区を単位に設定しており、地域密着型サービスの事業所については、日常生活圏域毎に整備している。利用に関しては、仙台市民の方であれば、お住まいの中学校区以外の市内の事業所を利用することは可能であるが、生活圏域として考えた場合に、仙台市としては中学校区を想定している。

木村委員：市内どこの事業所でも利用可能ということであれば、中学校区ということに意味はあるのか。

藤井課長：日常生活の範囲で通えるところが基本であり、利用の形態としては、市民であれば市内の事業所を利用できるということではあるが、整備の考え方としては中学校区の範囲内に、様々なサービスがあることが望ましいと考えている。

木村委員：一般的にエリアが設定されている場合、例えば利用できるエリアとして隣接するエリアなどの制限がある場合もあるが、利用の制限はないのか。

藤井課長：例えばデイサービスであれば、送迎可能な範囲内であれば制限はない。

木村委員：例えば、全く違う学区の利用者に利用を勧めることは自由ということか。

藤井課長：サービスを提供する場合に、地域の資源を複数組み合わせることが一般的であり、ケアマネジャーとしても、お住まいの地域内での計画を策定されているものと考えている。ただ、利用者の状況や送迎の関係で、学区を越えて利用することに制限はかけていない。

草刈委員：ケアマネジャーの立場からは、利用者の方に地域密着型サービスの選択について説明する際に、利用者が住み慣れた地域での利用を求めるとであれば、地域密着型サービスの事業所をお勧めする。例えばリハビリに特化したものを希望される場合には、多少離れた事業所を紹介することもある。基本的には地域密着型という形で、住み慣れた地域でのサービス提供をお勧めしている。事業者側としては、送迎の時間に限界があるため、事業者側で提供エリアを設定している。利用者の意向と、事業者が提供できるサービスの内容を踏まえてサービスを提案している。

田口委員：事業所の廃止について、今回6か所の事業所が廃止されているが、利用定員10

名での運営は採算的に厳しいと考えている。4月の介護保険改正に際しての経営実態調査でも小規模型の事業所の収支差は2ポイント程度しかなく、改正により大規模や通常規模の事業所の報酬が下がり、小規模事業所の報酬上がったが、事業者側からするとそれでも厳しいと感じている。一般的には15名くらいの定員規模でないと採算をとることは難しいと考えている。あまりにも小さい規模の事業を認めると、後々、事業の廃止などで利用者にとって不利益となる可能性がある。さいたま市や千葉市など他の都市では、制限している例もあり、制限することが全てよいとは考えないが、仙台市でもなんらかの制限を考えていただいたほうがよいと考えている。市内の地域密着型通所介護の数はどうなっているのか。

高橋係長：平成30年9月1日現在の地域密着型通所介護の数は、178事業所となっており、平成28年度から比較すると減少している。

他都市の状況については、11月に予定されている全国の課長会で他都市に資料を要求しており、その結果も踏まえて検討したいと考えている。

木村委員：資料の中で、6年以上経営していた事業所が廃止しており、理由として利用者減少などを理由としているが、利用者数が減っているというのは納得できない。仙台市の介護保険の長期の見通しでは、利用は大きく増えていく中で、利用者が減っているというのは、利用が増えている中で経営に問題があるのではないかとも思える。事業所とのどのような話をしてこのような理由となったのか。また、3年未満で廃止をしている事業所が事業所統合を行っているが、統合によって日常生活圏域でのサービスが受けられなくなるということでは、利用者の満足は得られないのではないのか。そのような意味で事業所の指定方法に問題はなかったのか。

高橋係長：介護保険の利用回数は、平成28年度から毎年上昇しており、一方、事業所数は年度で減少している。通所介護については、設備面や人員面から比較的新規参入がしやすい事業であり、地域密着型通所介護がはじまった平成28年度に比べると、事業者間での競争原理も働き、開所したが利用者数が伸びなかった事業所が廃止となり、実際の利用に近い事業所数になっているという見方もできる。

事業統合については、吉成で通常規模の通所介護事業所も運営しており、地域密着型の事業所を廃止し通所規模の事業所に統合するもので、利用者も通常規模の事業所に移行されたと伺っている。山田中学校区の事業所の利用者についても利用者の意向を確認し、一部、送迎の関係で他事業所に移行した方を除いて吉成の事業所に移行されていることを確認している。

事業所間の競争が厳しく、利用者も選択できる分野であり、その中で、事業所の経営方針として、通常規模の事業所との統合という選択をされたと理解している。

木村委員：事業所を指定した際に、ヒアリングや利用のあり方の確認が適切だったのか

からない。利用者に不都合が生じているものであり、指定の際に事業者適切に情報を提供するなど、短期間で事業所を廃止する状況にならないような選定が必要ではないか。

藤井課長：介護保険制度の場合、公募で選定している施設であれば審査を行っているところであり、指定拒否できる制度が導入できる施設であれば条件を付して制限はできるが、民間企業も含めた多様な参入を認めてサービスの量を確保している面もあり、現在の指定の仕組みでは、単純に少人数では経営が危ぶまれるということだけで指定を拒否することはできず、田口委員がお話しされたように基本的に小さな規模のところは経営が危ないところがあるのではないのかといった場合に、指定しないような制度的な仕組みを導入しない限り、設備や人員基準を満たしていれば参入意欲のある事業所をお断りすることはできない。ただ、ご指摘のように、結果的に利用者が困ることにならないよう気をつけているところであり、事業所廃止の際には、利用者への対応を確認している。どのような仕組みを導入すればよいのかについては、研究してまいりたいと考えており、今後、調査結果などをお示しできればと考えている。また、先ほどの、サービス量が増えているのに利用者数が減っているというお話しに関して、仙台市全体としては高齢者増によりサービス量は増えているが、利用者が選択できる事業所が増えているので、選択されないところが増えてきている。なお、今回廃止の申請のあったサポート敬については、利用者の重度化などにより、特別養護老人ホームなどに入居された方がおり、結果的に廃止することになったと伺っている。

4. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料4）（参考資料4-1～4-9）

事務局から説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

土井委員：認知症対応型通所介護について、全国的にもほとんど増えていない実態がある中で、新たな設備投資等が必要なく既存のグループホーム施設を使える仕組みは非常によいと感じている。このような事業者が増えていくと良い。

板橋委員：認知症対応型通所介護の事業所の中で、月曜日と火曜日のみの営業となっている事業者があるが、このような事業者側の事情だけで設定しても問題ないのか。

高橋係長：既存のグループホーム内での運営ということで、グループホームの運営に影響がでない範囲で事業者側で設定されたものと伺っており、設定に問題はないと考えている。

木村委員：事業所側の考え方はあると思うが、利用者側の視点はどのようになるのか。

藤井課長：認知症対応型通所介護について、昨年度まで、共用型も含めて日常生活圏域に1事業所としていたものを、共用型に関しては複数の設置を認めることとしたため、新たに3事業所の申請があったものであると評価をしている。営業時間

や運営形態、サービス内容については、それぞれの事業者で考えることとなる。事業を開始後の状況で利用者ニーズに対応することは考えられる。

高橋係長：今回の事業所については、当初の受け入れ定員が2名ということで、既存施設を活用した無理のない範囲でスタートしたものと考えている。今後、事業が軌道に乗り、利用が見込めたり、利用希望が増えれば、利用者の視点も踏まえ受け入れを拡大する可能性も考えられる。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料5）（参考資料5-1）

事務局から説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員：研修の実施に対する指摘が何点かあるが、仙台市として、地域密着型サービス施設に対する研修の働きかけは行っているのか。

佐藤係長：今年度からサービス毎に連絡会を立ち上げている。まずは、通所介護事業所と訪問介護事業所に関して連絡会を開催し、その中で、研修会や講習会、事例発表会などを企画する新たな取り組みを始めたところである。今回の実施状況を踏まえて対象とするサービスの範囲を検討したいと考えている。

また、昨年度、草刈委員からご指摘をいただいた、小規模事業所における栄養管理や衛生管理について、昨年度、栄養と衛生管理の研修を実施し、大変好評をいただいた。今年度は、リハビリ職を対象とした研修会を企画している。

草刈委員：介護支援専門員や、特養、老健については、市から積極的な支援があるが、資格者のいない施設については、市からの研修が行き届かない面があるので、資格者のいない施設や参加できない施設に対する研修の機会を設けていただきたい。

また、更新事業者に際して、運営に満たされる介護給付を受けているのかなど、収支状況を確認する方法はあるのか。

佐藤係長：各事業者が行う介護報酬の請求については、国保連の審査後2か月くらいで仙台市に情報が届いており、把握できる状態にはあるが、事業所数が多いため毎月の情報を調査するにはいたっていない。来年度、各事業所の給付状況がわかるシステムの導入も検討している。

5. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

木村委員：最初にサービスを受けたいのは通所介護になってくると思われる。利用した需要は増えてくるのに、事業所が減っているのは、どこに問題があるのか。この問題を解決しないと大変な問題となる。経営状況についても把握できない状況にあるので現状についてどのように考えたらよいのか。

藤井課長：事業所数だけでは把握できないところがあり、いわゆるデイサービスについては、通常規模の通所介護の数は変わっていない。地域密着型通所介護については、平成28年度の制度創設からは減少しているが、問題が生じるような大幅に

減少しているものではないと考えている。廃止事業所があるということで懸念される部分はあると思うが、地域密着型通所介護以外にも小規模多機能型居宅介護や地域での通いの場など様々なサービス形態も増えているので、利用できるサービスが不足しているという状況にはないと考えている。

今後、利用者に選ばれていく中で、成り立たずに廃止される場所、事業形態を変えていくところなど、様々な考えがあり、個別の事情に立ち入って指導していくわけにはいかないので、企業経営として工夫や努力を行っていただく部分であると考えている。

木村委員：そういうことであれば介護保険事業として、多様なサービスがあり受け皿が整備されていることを、市民にみせていくことも必要ではないかと考える。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

6. 閉会